



2020年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長 本多 裕 二
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役 経営計画担当
鬼塚 崇 裕
(TEL 0942-38-3440)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と当社の社員及び当社の子会社の社員（以下、「社員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、社員の帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として社員向け報酬制度のESOP (Employee Stock Ownership Plan) の導入について検討してまいりましたが、今般、社員に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映するインセンティブ制度である「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

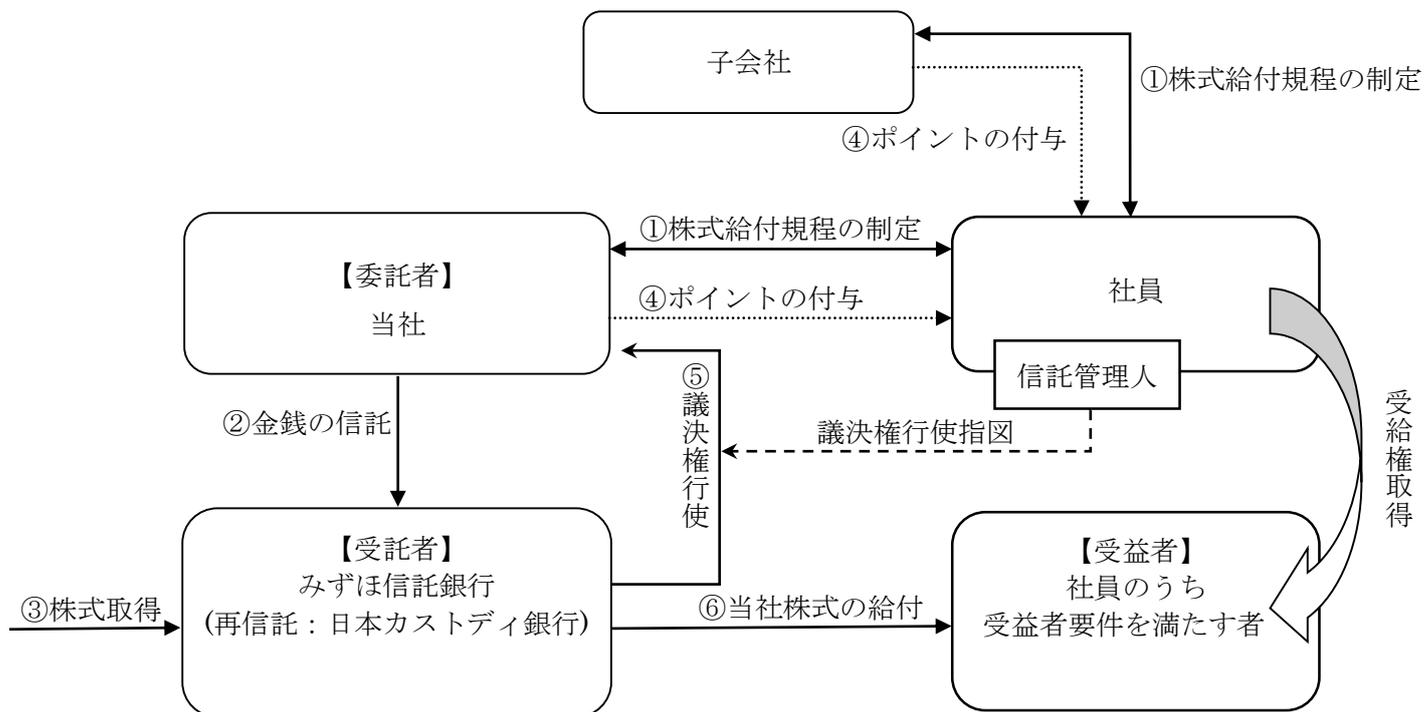
本制度は、予め当社及び当社子会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした社員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、社員に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付いたします。社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものいたします。

本制度の導入により、社員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社子会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定いたします。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき社員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）いたします。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。
- ④ 当社及び当社子会社は、「株式給付規程」に基づき社員にポイントを付与いたします。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使いたします。
- ⑥ 本信託は、社員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。

以 上